

令和3年度地下水の水質常時監視における汚染井戸の周辺調査結果について

令和3年度の地下水の水質常時監視で環境基準を超えた1地点の井戸（令和4年3月4日公表済）について、汚染原因の究明及び汚染範囲の確認をするため、発端井戸周辺の事業場の有害物質使用状況調査と発端井戸及びその周辺井戸の水質調査を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

記

1 調査日

令和4年3月17日、22日

2 測定項目

クロロエチレン及びその分解生成物等（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン）

3 調査結果

当該井戸及び周辺井戸2本について水質調査を行った結果、調査項目について、環境基準に適合していました。

なお、調査地点及び周辺の事業場において、クロロエチレン等の使用状況について調査しましたが、汚染原因の推定には至っておりません。

所在地		①中村区名駅一丁目 (当該井戸)		②中村区 名駅四丁目	③中村区 名駅一丁目	地下水の 環境基準
当該井戸からの距離		-		南東 450	南 400m	
用途		その他		その他	工業用水	
ストレーナーの位置		80-110m		96-107m	93-170m	
調査日		2月4日	3月17日	3月22日	3月17日	
調査項目	クロロエチレン	0.0026 (1.3倍)	0.0005	0.0009	0.0015	0.002以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下

※太字は環境基準を超過していることを示しています。

※（ ）内は、環境基準に対する倍率です。

4 今後の対応

今回の調査結果では、環境基準を超えた汚染は見られませんでした。

既往調査において、環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。